

地域の皆さまへ
保護者の皆さまへ

7月1日から学校は 敷地内全面禁煙 になります

国において、望まない受動喫煙の防止を目的として、昨年、健康増進法の一部が改正されました。

児童生徒は、受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、令和元年7月1日から、学校敷地内における喫煙は、法律上禁止されます。

お祭りなどの地域行事や、少年団活動などでグラウンド等を利用する場合も、原則禁止されます。

子ども達の健康を守るため、敷地内全面禁煙に、ご協力をお願いいたします。

建物内、敷地内とも



学校における受動喫煙防止措置は、これまでは努力義務とされてきましたが、本市では、健康増進法の趣旨を踏まえ、すでに学校敷地内については全面禁煙としていました。このたびの健康増進法の改正により、一層厳格な扱いとなるものです。